

安芸高田市学力調査業務委託

調達仕様書

2026 年 9 月 1 日

安芸高田市教育委員会

1 業務概要

(1) 物件名

安芸高田市学力調査業務委託

(2) 業務の目的

本業務は、PBT (Paper Based Testing) 採点システム、CBT (Computer Based Testing) 採点システムを活用し、安芸高田市の児童生徒を対象とした学力調査を行い各学校における組織的な授業改善及び教育施策の成果検証に資することを目的とする。

(3) 使用場所

安芸高田市立小学校 (7 校)

安芸高田市立中学校 (6 校)

(4) 委託期間

2027 年 1 月 1 日から 2027 年 3 月 31 日まで

2 調達に係る要件

調達の際には、以下の要件に準拠すること。

(1) サービス名・内容

ア 安芸高田市内の児童生徒の学力や学習状況を把握・分析し、教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図ることを目的とする。

イ 小学校は国語・算数の 2 教科、中学校は国語・数学・理科・社会・英語の 5 教科とする。

ウ 小学校 1～2 年生においては PBT 採点方式、小学校 3～6 年生及び中学校 1～2 年生においては CBT 採点方式をとることとする。

(2) 対象者 (以下「利用者」という。)

PBT 採点方式

安芸高田市立小学校 7 校の 1～2 年生 (約 260 人)

CBT 採点方式

安芸高田市立小学校 7 校の 3～6 年生 (約 690 人)

安芸高田市立中学校 6 校の 1～2 年生 (約 370 人)

※賃貸借期間中、転出入等により生徒数を変更する場合があっても、発注者に対し、追加の業務委託料を請求しないこと。

(3)利用環境

CBT 採点システムについては、利用者が使用するすべてのタブレット端末で利用できるものとする。なお、本市では、生徒に 1 人 1 台 Chromebook を貸与しており、この Chromebook を通じて行うことを想定している。受注者は、同サービスを円滑に利用するために必要な助言等を行うものとする。

(4)保守管理

ア 学校からの問い合わせに電子メール・電話等で対応できるサポート窓口を設置すること。サポートの対応時間は、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日及び受託者が定める休日（年末年始、夏季休業等）を除く午前 9 時から午後 5 時までとする。

イ システムの運用方法に関する操作説明会を実施すること

※操作説明会の内容、資料準備については、予め発注者と協議すること

3 業務内容

(1)事業計画の策定

受注者は、作業を実施する前に、作業のスケジュールや体制等を具体化し、発注者に事前説明すること。なお、事前説明の後、発注者の合意を得て、事業計画書（任意様式）を提出すること。

(2)データの収集・分析

利用したサービスの採点結果を出力して、結果を報告するものとする。

また、発注者が国等へ本事業の報告を行う必要がある場合は、必要なデータを提供する等支援するものとする。

4 その他留意事項

(1)個人情報の保護等

契約の履行に際して知り得た個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）に基づき定義される情報を指す。）及び業務情報については、関係法令及び別に定める「個人情報取扱特記事項」に基づき、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及び損失の防止その他個人情報の保護に努めること。なお、この規定は、契約期間が終了した後も、適用があるものとする。

(2)業務の委任

本業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、予め書面をもって申請し、承認を得ること。ただし、本業務の全部を一括して第三者に委任し、

又は請け負わせてはならない。

(3) 業務の完了及び支払方法

受注者は、業務委託期間が満了したときは、業務完了報告書（任意様式）を提出すること。なお、業務委託料の支払いは、業務委託期間満了の後、検査完了後、成果品を発注者に引き渡した後に一括して支払う。

(4) 瑕疵担保責任

業務終了後 1 年間は瑕疵担保責任とし、運用開始後に判明した本業務に係る瑕疵は受注者において無償で対応すること。

(5) 紛争等

本仕様書に基づく事業実施に関し、第三者との間に紛争等が生じた場合は、当該紛争の原因が発注者の責めに帰すべき事由による場合を除き、受注者の責任、負担において一切を処理すること。この場合、発注者は係る紛争等の事実を知ったときは、受注者に通知し、必要な範囲で訴訟上の防衛を責任者に委ねる等の協力措置を講じるものとする。

(6) 損害賠償

受注者の責めに帰すべき事由により、発注者又は第三者に損害を与えた場合には、受注者がその損害を賠償すること。

(7) 疑義事項等

本仕様書に記された内容に関しては、一切を受注者にて行い、その費用を負担すること。その他当該仕様書に記載されていない事項に関しては、発注者と協議すること。